

財務省令第五十八号

関税込率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）及び関税込率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第三百四号）の施行に伴い、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月二十一日

財務大臣 谷垣 禎一

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九四号の二中「第六十九条の十第一項」を「第六十九条の十三第一項」に、第九四号の三中「第六十九条の十第四項」を「第六十九条の十三第四項」に、第九四号の四中「第六十九条の十二第五項」を「第六十九条の十五第五項」に、第一二三号の二中「第六十二条の十一第一項」を「第

六十二条の十六第一項」に、第一二三号の三中「六十二条の十六第四項」を「六十二条の二十一第四項」に、第一二三号の四中「六十二条の十七第一項」を「六十二条の二十二第一項」に、第一二三号の五中「六十二条の十八第一項」を「六十二条の二十三第一項」に、第一二三号の六中「六十二条の十八第二項」を「六十二条の二十三第二項」に改める。

附 則

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。